

**医道審議会保健師助産師看護師分科会**  
**看護師特定行為・研修部会**  
**(第21回)**

**議事次第**

○議事

1 開会

2 議題

(1) 保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令の一部を改正する省令案について

(2) その他

3 閉会

〔配付資料〕

資料

保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令の一部を改正する省令案

参考資料 1

特定行為研修の研修内容等に関する意見(平成30年12月14日医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会)

参考資料 2

保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令の一部を改正する省令案について(概要)

参考資料 3

特定行為に係る看護師の研修制度の関係法律等